

現行	新	適用
<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  1-1-1 適用  2. 工事仕様書の適用  受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和5年6月改正 政令第222号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-4 設計図書の見直し等  1-1-5 施工計画書  1-1-6 コリンズ（GORINS）への登録  1-1-7 監督職員  1-1-8 工事用地等の使用  1-1-9 工事の着手  1-1-10 工事の下請負  1-1-11 施工体制台帳  1-1-12 受発注者間の情報共有  1-1-13 受注者相互の協力</p> <p>1-1-14 調査・試験に対する協力  5. 低入札価格調査  (2) 第1編第1章第1節1-1-4「施工計画書」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>1-1-15 工事の一時中止  1. 一般事項  発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。  なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1編第1章第1節1-1-44 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-16 設計図書の変更  1-1-17 工期変更  1-1-18 支給材料及び貸与品  1-1-19 工事現場発生物  1-1-20 建設副産物  1-1-21 工事完成図</p> <p>1-1-22 工事完成検査  7. 適用規定  受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-7 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-23 既済部分検査等  5. 適用規定  受注者は、当該既済部分検査については、第3編第1章第1節1-1-7 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-24 部分使用  1-1-25 施工管理  1-1-26 履行報告  1-1-27 週休二日の対応  1-1-28 工事関係者に対する措置請求  1-1-29 工事中の安全確保  1-1-30 爆発及び火災の防止  1-1-31 後片付け  1-1-32 事故報告書</p>	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  1-1-1 適用  2. 工事仕様書の適用  受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和6年9月改正 政令第289号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-4 <b>ウィークリースタンス</b>  監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。  ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p> <p>1-1-5 設計図書の見直し等  1-1-6 施工計画書  1-1-7 コリンズ（GORINS）への登録  1-1-8 監督職員  1-1-9 工事用地等の使用  1-1-10 工事の着手  1-1-11 工事の下請負  1-1-12 施工体制台帳  1-1-13 受発注者間の情報共有  1-1-14 受注者相互の協力</p> <p>1-1-15 調査・試験に対する協力  5. 低入札価格調査  (2) 第1編第1章第1節1-1-6「施工計画書」に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>1-1-16 工事の一時中止  1. 一般事項  発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。  なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1編第1章第1節1-1-45 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>1-1-17 設計図書の変更  1-1-18 工期変更  1-1-19 支給材料及び貸与品  1-1-20 工事現場発生物  1-1-21 建設副産物  1-1-22 工事完成図</p> <p>1-1-23 工事完成検査  7. 適用規定  受注者は、当該工事完成検査については、第3編第1章第1節1-1-8 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-24 既済部分検査等  5. 適用規定  受注者は、当該既済部分検査については、第3編第1章第1節1-1-8 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-25 部分使用  1-1-26 施工管理  1-1-27 履行報告  1-1-28 週休二日の対応  1-1-29 工事関係者に対する措置請求  1-1-30 工事中の安全確保  1-1-31 爆発及び火災の防止  1-1-32 後片付け  1-1-33 事故報告書</p>	<p>基準の修正</p> <p>条文の追加</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正、語句追加</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p>

現行	新	適用
<p><b>1-1-33 環境対策</b>  <b>6. 排出ガス対策型建設機械</b>  受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p><b>1-1-34 文化財の保護</b></p> <p><b>1-1-35 交通安全管理</b>  <b>5. 交通安全法令の遵守</b>  受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>14. 通行許可等</b>  受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><b>1-1-36 施設管理</b></p> <p><b>1-1-37 諸法令の遵守</b>  (4)労働基準法  (8)雇用保険法  (10)健康保険法  (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律  (13)出入国管理及び難民認定法  (14)道路法  (15)道路交通法  (17)道路運送車両法  (19)地すべり等防止法  (20)河川法  (21)海岸法  (24)漁港漁場整備法  (26)航空法  (29)森林法  (39)砂利採取法  (42)測量法  (43)建築基準法  (44)都市公園法  (48)海上交通安全法  (51)船員法  (52)船舶職員及び小型船舶操縦者法  (56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  (63)厚生年金保険法  (68)所得税法  (70)船員保険法  (71)著作権法  (72)電波法  (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律  (78)公共工事の品質確保の促進に関する法律  (79)警備業法  (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p>	<p><b>1-1-34 環境対策</b>  <b>6. 排出ガス対策型建設機械</b>  受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p><b>1-1-35 文化財の保護</b></p> <p><b>1-1-36 交通安全管理</b>  <b>5. 交通安全法令の遵守</b>  受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>14. 通行許可等</b>  受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><b>1-1-37 施設管理</b></p> <p><b>1-1-38 諸法令の遵守</b>  (4)労働基準法  (8)雇用保険法  (10)健康保険法  (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律  (13)出入国管理及び難民認定法  (14)道路法  (15)道路交通法  (17)道路運送車両法  (19)地すべり等防止法  (20)河川法  (21)海岸法  (24)漁港及び漁場の整備等に関する法律  (26)航空法  (29)森林法  (39)砂利採取法  (42)測量法  (43)建築基準法  (44)都市公園法  (48)海上交通安全法  (51)船員法  (52)船舶職員及び小型船舶操縦者法  (56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  (63)厚生年金保険法  (68)所得税法  (70)船員保険法  (71)著作権法  (72)電波法  (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律  (78)公共工事の品質確保の促進に関する法律  (79)警備業法  (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</p>	<p>基準の修正</p> <p>番号修正</p> <p>基準の修正</p> <p>基準の修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>基準の修正</p>

現行	新	適用
<p>1-1-38 官公庁等への手続等 1-1-39 施工時期及び施工時間の変更 1-1-40 工事測量 1-1-41 不可抗力による損害</p> <p>1-1-42 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>1-1-43 保険の付保及び事故の補償 1-1-44 臨機の措置 1-1-45 石綿使用の有無 1-1-46 主任技術者又は監理技術者の変更 開発局独自 1-1-47 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自</p> <p>第2節 特記事項 開発局独自 1-2-19 詳細設計付き施工発注方式 1. 詳細設計付き施工発注方式対象工事については、工事受注後に行う構造の細部の設計及び施工に必要な仮設等の設計を一括して発注する詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。 (3) 詳細設計技術者 2) 機械器具設置工事にあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。））の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロのいずれか該当するものであること（建設業法第7条第2号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）又はRCCM（機械）の資格を有する者。</p> <p>第2編 機器及び材料編 第4章 機械設備工事機器 第1節 操作制御設備 4-1-1 共通事項 10. 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JEM 1425（金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法）等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>13. 盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、JEM 1425によるもののほか、次によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (1) 名称板の大きさ：63×315（mm）程度 (2) 材 質：プラスチック（非照光） (3) 文 字 書 体：丸ゴシック体 (4) 記 入 文 字：監督職員の指示による</p>	<p>1-1-39 官公庁等への手続等 1-1-40 施工時期及び施工時間の変更 1-1-41 工事測量 1-1-42 不可抗力による損害</p> <p>1-1-43 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>1-1-44 保険の付保及び事故の補償 1-1-45 臨機の措置 1-1-46 石綿使用の有無 1-1-47 主任技術者又は監理技術者の変更 開発局独自 1-1-48 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自</p> <p>第2節 特記事項 開発局独自 1-2-19 詳細設計付き施工発注方式 1. 詳細設計付き施工発注方式対象工事については、工事受注後に行う構造の細部の設計及び施工に必要な仮設等の設計を一括して発注する詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。 (3) 詳細設計技術者 2) 機械器具設置工事にあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。））の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロのいずれか該当するものであること（建設業法第7条第2号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）又はRCCM（機械）の資格を有する者。</p> <p>第2編 機器及び材料編 第4章 機械設備工事機器 第1節 操作制御設備 4-1-1 共通事項 10. 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JIS C 62271-200（金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法）等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>13. 盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、JIS C 62271-200によるもののほか、次によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (1) 名称板の大きさ：63×315（mm）程度 (2) 材 質：プラスチック（非照光） (3) 文 字 書 体：丸ゴシック体 (4) 記 入 文 字：監督職員の指示による</p>	<p>番号修正</p> <p>基準の修正</p> <p>番号修正</p> <p>見出し削除</p> <p>誤記修正</p> <p>JEM規格廃止、JIS規格へ移行に伴い修正</p> <p>JEM規格廃止、JIS規格へ移行に伴い修正</p>

現行	新	適用																														
<p><b>第3編 機械設備工事共通編</b>  <b>第4章 共通施工</b>  <b>第5節 塗 装</b>  <b>4-5-2 素地調整</b>  1. 一般事項</p> <p>受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。  なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="197 316 900 689"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>素地調整の内容</th> <th>施工後の金属面 (ISO 8501-1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>プラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、正常な金属面とする。</td> <td>Sa21/2相当</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>プラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を全て除去する。</td> <td>Sa2、St3相当</td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部(ふくれ、はがれ、われ等)、さび、その他付着物を全て除去する。</td> <td>St3相当</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。</td> <td>St2相当</td> </tr> </tbody> </table>	素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)	1種	プラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、正常な金属面とする。	Sa21/2相当	2種	プラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を全て除去する。	Sa2、St3相当	3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部(ふくれ、はがれ、われ等)、さび、その他付着物を全て除去する。	St3相当	4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当	<p><b>第3編 機械設備工事共通編</b>  <b>第4章 共通施工</b>  <b>第5節 塗 装</b>  <b>4-5-2 素地調整</b>  1. 一般事項</p> <p>受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。  なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1108 316 1816 689"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>素地調整の内容</th> <th>施工後の金属面 (ISO 8501-1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>プラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、<b>清浄</b>な金属面とする。</td> <td>Sa21/2相当</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>プラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を全て除去する。</td> <td>Sa2、St3相当</td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部(ふくれ、はがれ、われ等)、さび、その他付着物を全て除去する。</td> <td>St3相当</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。</td> <td>St2相当</td> </tr> </tbody> </table>	素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)	1種	プラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 <b>清浄</b> な金属面とする。	Sa21/2相当	2種	プラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を全て除去する。	Sa2、St3相当	3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部(ふくれ、はがれ、われ等)、さび、その他付着物を全て除去する。	St3相当	4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当	<p>適用</p>
素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)																														
1種	プラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、正常な金属面とする。	Sa21/2相当																														
2種	プラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を全て除去する。	Sa2、St3相当																														
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部(ふくれ、はがれ、われ等)、さび、その他付着物を全て除去する。	St3相当																														
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当																														
素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)																														
1種	プラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 <b>清浄</b> な金属面とする。	Sa21/2相当																														
2種	プラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を全て除去する。	Sa2、St3相当																														
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部(ふくれ、はがれ、われ等)、さび、その他付着物を全て除去する。	St3相当																														
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当																														
<p><b>第4編 機械設備編</b>  <b>第1章 水門設備</b>  <b>第1節 通 則</b>  1-1-5 銘板  2. 銘板</p> <p>銘板は、JIS Z 8304 (銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 849 875 938"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸 法</td> <td>200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>黄銅板、青銅鑄物、ステンレス鋼板のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>	仕 様	エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)	材 質	黄銅板、青銅鑄物、ステンレス鋼板のいずれか	<p><b>第4編 機械設備編</b>  <b>第1章 水門設備</b>  <b>第1節 通 則</b>  1-1-5 銘板  2. 銘板</p> <p>銘板は、JIS Z 8304 (銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 842 1771 932"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸 法</td> <td>200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>青銅鑄物、ステンレス鋼板、<b>アルミニウム板<sup>注</sup></b>のいずれか</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>注) アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。</small></p>	仕 様	エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)	材 質	青銅鑄物、ステンレス鋼板、 <b>アルミニウム板<sup>注</sup></b> のいずれか	<p>語句修正</p> <p>土木工事橋歴板の材質変更に合わせ修正</p>																		
仕 様	エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板																															
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)																															
材 質	黄銅板、青銅鑄物、ステンレス鋼板のいずれか																															
仕 様	エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板																															
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)																															
材 質	青銅鑄物、ステンレス鋼板、 <b>アルミニウム板<sup>注</sup></b> のいずれか																															
<p><b>第7節 操作制御設備及び電源設備</b>  1-7-2 盤内機器構造  1. 一般事項</p> <p>盤内機器及び盤類は、設計図書に明示した場合を除き、JEM 1425及びJEM 1265の標準状態で支障のないものとする。また、水門等の操作盤の状態表示については、設計図書で指定のない限り適用する技術基準によるものとする。</p>	<p><b>第7節 操作制御設備及び電源設備</b>  1-7-2 盤内機器構造  1. 一般事項</p> <p>盤内機器及び盤類は、設計図書に明示した場合を除き、<b>JIS C 62271-200</b>及びJEM 1265の標準状態で支障のないものとする。また、水門等の操作盤の状態表示については、設計図書で指定のない限り適用する技術基準によるものとする。</p>	<p>JEM規格廃止、JIS規格へ移行に伴い修正</p>																														
<p><b>第3章 揚排水ポンプ設備</b>  <b>第1節 通 則</b>  3-1-3 銘板  2. 銘板の仕様</p> <p>銘板は、JIS Z 8304 (銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は次の表とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1236 864 1348"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">寸 法</td> <td>口径1,000mm未満の場合80mm×125mm以上</td> </tr> <tr> <td>口径1,000mm以上の場合125mm×200mm以上</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>黄銅板、ステンレス鋼板のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>	仕 様	エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	口径1,000mm未満の場合80mm×125mm以上	口径1,000mm以上の場合125mm×200mm以上	材 質	黄銅板、ステンレス鋼板のいずれか	<p><b>第3章 揚排水ポンプ設備</b>  <b>第1節 通 則</b>  3-1-3 銘板  2. 銘板の仕様</p> <p>銘板は、JIS Z 8304 (銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は次の表とする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1230 1776 1335"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">寸 法</td> <td>口径1,000mm未満の場合80mm×125mm以上</td> </tr> <tr> <td>口径1,000mm以上の場合125mm×200mm以上</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>青銅鑄物、ステンレス鋼板、<b>アルミニウム板<sup>注</sup></b>のいずれか</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>注) アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。</small></p>	仕 様	エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	口径1,000mm未満の場合80mm×125mm以上	口径1,000mm以上の場合125mm×200mm以上	材 質	青銅鑄物、ステンレス鋼板、 <b>アルミニウム板<sup>注</sup></b> のいずれか	<p>土木工事橋歴板の材質変更に合わせ修正</p>																
仕 様	エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板																															
寸 法	口径1,000mm未満の場合80mm×125mm以上																															
	口径1,000mm以上の場合125mm×200mm以上																															
材 質	黄銅板、ステンレス鋼板のいずれか																															
仕 様	エッチング (凸式) 銘板又は機械彫刻式銘板																															
寸 法	口径1,000mm未満の場合80mm×125mm以上																															
	口径1,000mm以上の場合125mm×200mm以上																															
材 質	青銅鑄物、ステンレス鋼板、 <b>アルミニウム板<sup>注</sup></b> のいずれか																															

現行	新	適用								
<p><b>第9節 監視操作制御設備及び電源設備</b>  <b>3-9-2 監視操作制御方式</b>  3. 監視操作制御機器  (2) 周囲の環境条件は、JEM 1425、JEM 1265等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。</p> <p><b>第5章 トンネル換気・非常用施設</b>  <b>第1節 通 則</b>  <b>5-1-2 一般事項</b>  3. 使用材料  トンネル換気・非常用施設に使用する主要材料は、火災時に有毒なガスを発生するものであってはならない。</p> <p><b>第4節 ジェットファン設備</b>  <b>5-4-2 ジェットファン</b>  2. ケーシング  (3) ケーシングの内筒壁、外筒壁には吸音材を充填し、吸音材が運転時にも飛散しないように厚さ1.5mm以上のステンレス製多孔鋼板で保護する構造とする。</p> <p><b>第15章 河川浄化設備</b>  <b>第1節 通 則</b>  <b>15-1-3 銘 板</b>  2. 銘板の使用  銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は次の表とする。</p> <table border="1" data-bbox="197 735 880 794"> <tr> <td>仕 様</td> <td>機械彫刻式銘板</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>黄銅板又はステンレス鋼板</td> </tr> </table>	仕 様	機械彫刻式銘板	材 質	黄銅板又はステンレス鋼板	<p><b>第9節 監視操作制御設備及び電源設備</b>  <b>3-9-2 監視操作制御方式</b>  3. 監視操作制御機器  (2) 周囲の環境条件は、JIS C 62271-200、JEM 1265等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。</p> <p><b>第5章 トンネル換気・非常用施設</b>  <b>第1節 通 則</b>  <b>5-1-2 一般事項</b>  3. 使用材料  (1) トンネル換気・非常用施設に使用する主要材料は、火災時に有毒なガスを発生するものであってはならない。  (2) 異種金属を組み合わせる場合は、トンネル内交通への部品等の落下を考慮し、トンネル内に設置する機器において異種金属が接触する箇所及び異種金属の接触腐食を防止するための処置の要否及び内容について監督職員の承諾を得るとともに完成図書に明示するものとする。</p> <p><b>第4節 ジェットファン設備</b>  <b>5-4-2 ジェットファン</b>  2. ケーシング  (3) ケーシングの外筒壁には吸音材を充填し、吸音材が運転時にも飛散しないように厚さ1.5mm以上のステンレス製多孔鋼板で保護する構造とする。  なお、内筒壁を有する場合の構造は外筒壁に準じるものとする。</p> <p><b>第15章 河川浄化設備</b>  <b>第1節 通 則</b>  <b>15-1-3 銘 板</b>  2. 銘板の使用  銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は次の表とする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 735 1787 794"> <tr> <td>仕 様</td> <td>機械彫刻式銘板</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>ステンレス鋼板又はアルミニウム板注)</td> </tr> </table> <p>注) アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。</p>	仕 様	機械彫刻式銘板	材 質	ステンレス鋼板又はアルミニウム板注)	<p>JEM規格廃止、JIS規格へ移行に伴い修正</p> <p>条文追記</p> <p>現行のジェットファンの構造を踏まえ修正</p> <p>土木工事共通仕様書に合わせ修正</p>
仕 様	機械彫刻式銘板									
材 質	黄銅板又はステンレス鋼板									
仕 様	機械彫刻式銘板									
材 質	ステンレス鋼板又はアルミニウム板注)									